

## Ⅷ 平成30年度の下水道料金について

### 1 平成30年度料金について

今までの町民懇談会では、下水道事業の現状、経営課題や対応方策及び今後の料金見直しの必要性を説明してきました。

今回、平成28年度の決算において予定より使用料収入の伸びがあったほか、経費削減に努めた結果、費用の縮減ができたことから、平成28年度から平成29年度公営企業会計へ引継ぎできる額が当初予定額より多くなりました。

また、これらの実績を踏まえて、現在作成中の下水道事業中期経営計画（案）の投資・財政計画の見直しが必要となり、その内容の精査が必要です。

よって、平成30年度の下水道料金は現行どおりとします。

### 2 料金のあり方について

(1) 基本料金と従量料金の構成となっている下水道使用料と農業集落排水施設使用料を検討するにあたり、料金算定の方法として公営企業会計を代表して日本水道協会が示している中の総括原価による一つの算定基準が次のとおりです。

(日本水道協会「水道料金算定要領」より抜粋)

基本料金 =	需要家費（使用量と関係なく、需要家の存在自体により必要とされる固定的経費）
	固定費（使用とは関係なく、需要の存在に伴い固定的に必要とされる経費）のうち、施設未利用分「準備料金」
従量料金 =	変動費（実費用に伴い発生する経費）
	固定費（使用とは関係なく、需要の存在に伴い固定的に必要とされる経費）のうち、施設利用分「水量料金」

現在、町の人口動向は、人口が減少していても世帯数は増加しています。

基本料金は世帯数に関わり、従量料金は使用者数に関わり収入増減に影響します。健全な経営を図るという点でこの基本料金の改定が一つの方法になります。

しかし、基本料金のみでの改定では、料金は少量使用者の増加率が大きくなり、多量使用者の増加率が小さくなるということから不均衡な料金体系となります。よって、料金改定の際は使用者負担の均衡が図られるよう、基本料金・従量料金両方の見直しとして検討しなければならないと考えているところです。

(2) 浄化槽使用料は、保守点検委託料等の値上がりや機械器具補修費の増加に伴い費用が増加しており、他の2事業と同様に料金見直しが必要と考えています。

(3) 現在、下水道3事業合計の収入の中、他会計負担金及び補助金（一般会計繰入金）の総額4億4460万円は一世帯・月当たり約6,200円で、使用料収入総額2億5360万円は一世帯・月当たり約4,200円（税抜き）の、約1.5倍になっています。

このような状況の中、下水道施設を将来にわたり永く使用できるようにするため、費用削減の手法とともに、将来世代も含めた受益者負担（使用料金）のあり方について充分検討して参りたいと考えています。

(4) 料金改定の際には、生活保護世帯や高齢者世帯などについて、減免措置を実施する予定です。